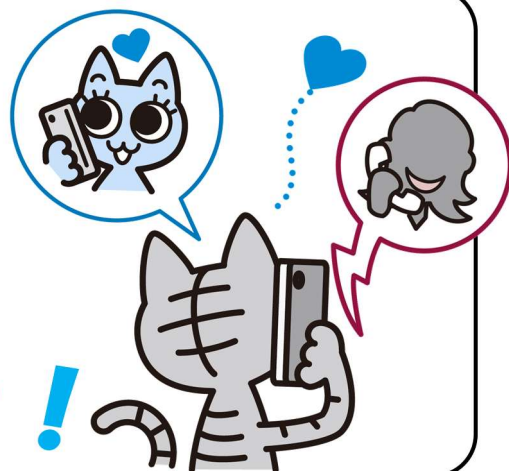


## 恋愛感情等につけこむ

# 「国際ロマンス詐欺」 にご注意!



### 相談事例



マッチングアプリで知り合い、やり取りをしていた外国人の女性から、「日本に行きたい。自分の大切な荷物を送るので受け取ってほしい!」と言われ、住所や電話番号を教えた。

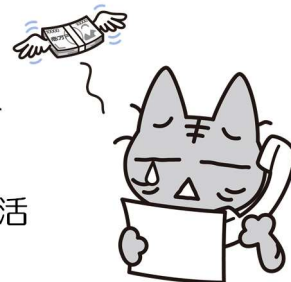
その後、女性から「荷物が税関で足止めされているので、手数料を支払ってほしい!」と言われ、税関から連絡がいくからと追跡番号を告げられた。SNSに「追跡番号の件で~」と、連絡が入ったが、手数料が約40万円と高額で不審。

### アドバイス



## 面識のない人から荷物やお金等を送りたいと言われても、安易に受け取る約束をしないようにしましょう!

- ◆ インターネットで知り合った外国人と連絡を取り合ううちに送金を迫られる「国際ロマンス詐欺」に関する相談が寄せられています。面識のない人から荷物やお金等を送りたいと言われても、安易に受け取る約束をしないようにしましょう!
- ◆ 荷物やお金等を受け取るための手数料等を求められても、絶対に支払ってはいけません。支払ってしまうと返金を受けるのは極めて困難です。
- ◆ 本人が恋愛感情や親切心を利用されていると認識していない場合もあり、周囲のサポートが重要です。周囲の方は、本人の話をよく聞き、冷静に対応しましょう。
- ◆ 不安に思ったら、送金をする前に、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は  
**消費者ホットライン**

☎局番なし

い や や  
**188**

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

国民生活センター  
公式LINE  
のご案内はこちら



消費者問題に  
詳しい弁護士に  
聞きました！

# お試し定期購入について

コロナ禍で定期購入契約に関するトラブルが増えています！！

## ◆お試し定期購入被害とは

お試し定期購入被害とは、主にホームページ等で通常より低価格・初回無料で購入できると大々的に広告し顧客を誘引する一方で、実際には数か月の通常価格での購入が条件となっている詐欺的な商法による被害のことを言います。



このような商法は、特定商取引法の通信販売の規制が必ずしも十分ではないことの間隙をついたものであると言え、個々の金額は多額ではないものの多数の被害が発生しているという点で深刻な被害です。詐欺的なお試し定期購入被害においては、ホームページの一番上の部分（クリックすると最初に表示する画面）に、通常より低価格・初回無料で購入できると大々的に広告する一方で、ホームページ中を詳細に探さなければならぬところに約款が存在し、このような低価格・無料の利点を受けられるのは数か月の通常価格での購入が条件になっているというものがほとんどです。

## ◆法律上の争点

このような場合、民法上の錯誤取消（民法改正により無効から取消になりました）、消費者取消権、民法上の詐欺取消等に該当するケースが多いと思われるので、これらの主張をベースに業者と闘っていくこととなります。場合によると広告として不当であること（特定商取引法11条参考）、誇大広告等の禁止（特定商取引法12条）を主張し、

民法の一般規定（民法709条、90条、1条の信義則等）を介して契約の無効、損害賠償による相殺等を主張するという発想も検討してよいかもしれません。現行法上、詐欺的なお試し定期購入被害そのものを予定している条文はありませんから、他の一般的な消費者被害と同様、民法・消費者法の規定を応用して支払いを拒絶することとなります。なお、民法の錯誤に関しては電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律があることに留意しておいてください。

## ◆被害に遭ってしまった場合は…

交渉の場面においては、業者に対し、支払拒絶を行うとともに前記各意思表示及び解約をする旨を明示することが重要です。この解約する旨の明示があることにより、少なくとも以降の契約を継続する意思がないことを明らかにしていることとなります。

業者が交渉に応じない場合には、粘り強く戦うのが重要だと思います。

なお、業者側に弁護士がついていても過度に恐れる必要はありません。訴訟されてもきちんと対応すれば何も恐れることはないのです。消費生活センターや弁護士会に相談をして頂くのがよいと思います。

今回の情報は、神奈川県と神奈川県弁護士会との「SDGs推進協定」の一環で、神奈川県弁護士会の協力により作成したものです。

「誰ひとり取り残さない」社会の実現に向け、消費者被害対策等について両者が連携して取り組んでいくこととしています。

消費生活相談は・・・

消費者ホットライン（身近な消費生活相談窓口につながります）  
局番なし188

弁護士に相談したい方は・・・

神奈川県弁護士会 消費者被害相談  
予約受付：045-211-7700

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう

くらし安全防災局くらし安全部消費生活課（かながわ中央消費生活センター）相談第二グループ

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

Facebook（かながわの消費生活） <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter（かながわ中央消費生活センター） [https://twitter.com/kanagawa\\_shouhi](https://twitter.com/kanagawa_shouhi)



神奈川県



那覇なほ開港 県議  
かながわ宣言

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話：045-312-1121（代表）／FAX：045-312-3506